

安八町告示第158号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年7月30日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月28日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年7月30日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年8月15日に支出した西美濃北伊勢観光宣伝キャラバンにて特産品販売のETC利用料(3080円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年7月4日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年7月31日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、令和元年8月15日に支出した西美濃北伊勢観光宣伝キャラバンにて特産品販売のETC利用料(3080円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年8月24日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に

発生していたのか否かについて、令和2年8月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年5月16日付「観光宣伝キャラバン(以下「キャラバン」という。)への参加について(依頼)」が、西美濃・北伊勢観光サミット 会長から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1.依頼内容 (1)「第1回観光宣伝キャラバン」の報告書の提出/①とき 令和元年6月22日(土)9:30~16:00/②ところ 金山総合駅連絡通路橋イベント広場(愛知県名古屋市中区金山1丁目17-18)/③要領 別添「観光宣伝キャラバン要領」のとおり/④報告書 別紙「報告書」のとおり/⑤報告期限 令和元年5月24日(金)/⑥報告方法 メールまたはFAXにて報告してください。 ※不参加の場合でもご連絡をお願いします。」であった。
- (3) キャラバンには、町長の命により産業振興課 課長補佐と主事(以下「参加者ら」という。)が参加した。
- (4) 参加者らがキャラバンに参加する目的は、キャラバンに参加している他市町の参加者から、西美濃及び北伊勢両圏域(以下「両圏域」という。)の特産品の販売や両圏域の魅力や情報の発信をとおして展開する観光事業の推進に関する意見等を直接聴取するため、又、両圏域の観光マーケットの拡大とイメージアップ及び名古屋圏からの誘客促進を図るためには、両圏域の特産品販売や豊かな自然と多くの優れた観光資源を積極的にPRしているキャラバンに参加している市町の理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における広域連携による両圏域での観光事業の課題等につき意見交換をすることであった。
- (5) キャラバンの内容は、特産品の販売、観光パンフレットやノベルティの配布、特産品の抽選会であった。
- (6) 参加者らはキャラバンに参加するため公用車にてキャラバンの会場へ移動しており、キャラバンの準備のため集合時間が早朝であり、また、キャラバン終了後の撤収作業を終えてからの帰町並びに帰宅が夜間になってしまうとの理由から、往復路において名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから名古屋高速道路丸の内インターチェンジの間で有料道路を利用した。

- (7) 参加者らは(6)後段にいう有料道路を利用した際にETCカードを使用しており、本件請求にいうETC利用料はこのときの料金であった。
- (8) 参加者らはキャラバンの機会をとおして、(4)の目的を達成した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

3 安八町高速道路等の利用に関する取扱要領

職員等が公用車により高速自動車国道及び有料道路(以下「高速道路等」という。)を利用して出張する場合における高速道路等の利用に関し必要な事項が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年7月4日付にて、令和元年6月28日の西美濃北伊勢観光宣伝キャラバンにて特産品販売に関する「この行事の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この行事の目的が達成されたことを証する書面」、「この行事の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に本件の行事に出席したのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、参加者らが町長の命によりキャラバンに参加することについて検討した。

はじめに、キャラバン参加についての目的は、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)のとおり、キャラバンに参加している他市町の参加者から、両圏域の特産品の販売や両圏域の魅力や情報の発信をとおして展開する観光事業の推進に関する意見等を直接聴取するため、又、両圏域の観光マーケットの拡大とイメージアップ及び名古屋圏からの誘客促進を図るためには、両圏域の特産品販売や豊かな自然と多くの優れた観光資源を積極的にPRしているキャラバンに参加している市町の理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における広域連携による両圏域での観光事業の課題等につき意見交換をすることであり、そしてキャラバンの内容については、同／(5)のとおりであったことから、キャラバン参加に伴う出張は公務であったといえる。

次に、キャラバン参加に伴う出張に際して、ETCカードを利用して有料道路を通行する必要性と唯一性についてだが、これも公務性の判断と同様に、同／(6)のとおり、キャラバンの参加に際して時間的制限が明確に示されていることから、ETCカードを利用して有料道路を通行する必要性と唯一性はあったといえる。

以上のことから、本件請求にいうETCカードの利用に係る公金の支出については、第6 判断に当たっての関係法令等について／1、2の規定を逸脱することなく、同／3の規定に基づき適正に利用されたものの支払いであることから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、本件支出が「公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

